

事業実施のための新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

令和2年6月12日

岩手県吹奏楽連盟

本ガイドラインは、公益社団法人全国公立文化協会「劇場、音楽堂などにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和2年5月25日付）、岩手県「岩手県における新型コロナウイルス感染症感染防止対策」（令和2年5月26日付）に基づき、岩手県吹奏楽連盟および各支部の事業実施のために策定するものである。

岩手県吹奏楽連盟および各支部は、本ガイドラインを基に、事業毎に具体的な行動指針（マニュアル）やチェック表など必要な文書を作成し開催するものとする。

今後、本ガイドラインの内容は、感染状況の変化による政府の対処方針変更などによって、適宜改定を行う。

1 主催者

(1) 事業前

①参加について

- ・参加団体（者）、事業関係者（役員、係員、業者）に、検温などの健康観察表や承諾書を配付し、名簿の作成を求める。
- ・入場者を限定して開催する場合、検温などの健康観察表や承諾書を配付する。
- ・開催1週間以内に発熱などの症状が見られる参加者がいる団体の参加は認めない。
- ・関係者（役員、係員、業者）や入場者に発熱などの症状が見られる場合、参加を認めない。

②外部対応などについて

- ・会館と連絡を密にとり、使用の仕方や制限などに基づいた感染防止マニュアルを作成する。
- ・ステージ以外の控室、チューニング室、楽器置き場などの使用について十分検討する。
- ・マニュアルなどの必要な文書は、参加者、関係機関などに文書で通知する。
- ・事業が原因で感染拡大（いわゆるクラスター）が認められる場合の対処方法や、感染拡大によって生じた損害の処理方法などにおいて、関係機関と事前に協議する。
- ・無観客での実施や入場者を限定して開催する場合、外部への広報活動は行わない。

(2) 事業当日

①入館時について

- ・参加団体から参加者などに関する名簿や健康観察表を受け取る。
- ・事業関係者（役員、係員、業者）から健康観察表を受け取る。
- ・使用する施設について、消毒、換気を行う。
- ・手洗いの励行、マスク着用について周知する。
- ・準備や撤去についても、マスクや手袋を着用させる。

②受付について

- ・一般入場者について、マスクの着用、手洗いの励行を呼びかける。
- ・発熱など体調不良者、新型コロナウイルス感染陽性者とされた者との濃厚接触者、特定地域（海外など）から来た方で、2週間の期間を経ていない方については、入場を断る。
- ・一般入場者は、前後1m以上離して整列させる。
- ・入場券などのやりとりがある場合、係員はマスク、手袋を着用して入場券などをやりとりす

る。または、アクリル板やビニールシートを設置して行う。

- ・入場者の氏名、連絡先を把握する。(記帳させる)。
- ・入場券やプログラムなどの配布や販売を行う場合、係は、マスク、手袋を着用する。または、アクリル板やビニールシートを設置して行う。

③事業実施中について

- ・マスク着用と会話抑制について掲示、放送等で周知に努める。
- ・各使用場所が適切に使用されているか、適宜、確認する。
- ・窓の設置の有無にかかわらず、楽器置き場や音だし室、チューニング室などについては、1団体ごとに換気を行い、ドアや室内のイスや譜面台、床などの消毒を行う。
- ・管楽器や打楽器の搬出入や移動については各参加団体でおこなう。
- ・ステージ上のイスや譜面台などのセッティングについても参加団体で行う。主催者が用意する補助員が行う場合は、マスク、手袋を着用する。
- ・ステージ上での配置は、1m以上の距離を取るよう指示する。
- ・使用したイス、譜面台、ステージ床は1団体ごとに消毒をする。
- ・ステージ出入り口(袖)や各部屋の出入り口にマットを敷く。
- ・客席を利用する場合、座席の最前列は舞台前から十分な距離をとり、また、密集しないよう着席不可能な座席を設定する。着席不可能な座席には、あらかじめ座席に張り紙などを行う。
- ・各団体の演奏ごとにドアを開放する。係員を配置する場合、マスク、手袋を着用させる。
- ・進行などのアナウンスは、1名で行う。交代で行う場合は、マイク、スイッチの消毒を行う。
- ・参加者の昼食について、場所や時間などを指定する。
- ・役員、係員の食事については、交代でとるなど十分な間隔が取れるように時間を指定する。
- ・休憩時間毎にトイレが密にならないよう指示する。
- ・ゴミは、持ち帰りを要請する。
- ・濃厚接触者となることを避けるため、救護室は設けるが、救護係は設けない。
- ・参加者に急な体調変化が生じた場合、一旦、救護室に隔離するが速やかに責任者(顧問)などの関係者に連絡し通院を促す。また、発熱などの症状を伴っている場合、参加団体は、その時点で、全員、帰宅させる。
- ・事業関係者や入場者に急な体調変化が生じた場合、速やかに通院を促す。

③事業後

- ・参加団体や係員、補助員に対して、体調に変化があるものがないか確認をする。
- ・参加団体、係員、補助員から体調不良者の報告があった場合、保健所や会館など関係機関に速やかに報告し、それらの機関から指示にしたがって対処する。場合によっては、全参加団体に通知をする。
- ・金銭などの授受を行った場合、硬貨や紙幣の扱いに留意する。必要であれば、手袋を使用して処理する。

④その他

- ・参加者が密集しないような、進行表作成に努めるとともに、入館時刻や退館時刻などについて、具体的に指示する。
- ・ロビー、ホワイエなどにある椅子などについて、使用制限または消毒作業などを行う。
- ・参加者、入場者などの健康観察表は厳重に管理し、事業終了後、1ヶ月を目処に廃棄する。
- ・気候に応じて、熱中症対策やインフルエンザ対策についても考慮したマニュアルを作成する。

2 参加団体

(1) 事業前

- ・未成年の場合、保護者の承諾書を取る。
- ・参加にあたり、学校長（団体長）には主催団体から配布される感染防止マニュアルなどを提示し、万が一何かあった場合に備え、主催者名、連絡先などを伝える。
- ・参加団体の部員（団員）は1週間前から健康観察表を作成する。
- ・事業開催1週間以内に、発熱症状がある部員（団員）がいた場合、他の部員（団員）も濃厚接触している可能性が高いため参加を見送る。
- ・バスで移動する場合、可能であれば2台以上に分散するなどして定員乗車を避ける。
- ・部員（団員）の参加者全員の氏名、連絡先のリストを作成する。
- ・会館や主催者を頼らず、自団体で使用するマスクや消毒薬、手袋などを準備する。
- ・一般入場者を伴う事業の場合、マスクの着用や健康観察などについて周知する。また、特定地域（海外など）から来た方で、2週間の期間を経っていない方の入場はできないことの周知に努める。

(2) 事業当日

- ・検温や体調についてチェックし、発熱などの症状がある者がいる場合、全体で参加を見合わせる。
- ・会館への入場は、マスクを着用し互いの距離を1m以上離れて行う。また、会話抑制に努める。
- ・楽器置き場への入場は主催者指示された人数を超えて入らない。
- ・打楽器の搬出入は最小限で行う。打楽器を使用する者以外が楽器を運ぶ際は、手袋をする。
- ・複数人で打楽器を移動する場合、間隔が1m以上になるように人員を配置する。
- ・使用する楽器およびメンテナンス用品、チューナーなどの貸し借りは行わない。
- ・食事する場合、指定された場所で対面することなく静かに摂る。
- ・自団体はもちろん、他団体部員との身体的接触などは避ける。
- ・演奏以外ではマクスを着用する。また、手洗いを適宜行う。
- ・急な体調変化が生じた参加者がいる場合、速やかに通院させる。また、発熱を伴う場合、その時点で、全員、帰宅する。

(3) 事業後

- ・終了後、1週間は体調管理を行う。異変を生じた部員（団員）がでた場合、学校長（団体長）に報告するとともに、主催者に連絡する。
- ・各団体で保管している健康観察表や参加者リストなどは、事業終了後、1ヶ月を目処に廃棄する。
- ・気候に応じて、熱中症対策やインフルエンザ対策にも努める。